西村あさひ法律事務所
NISHIMURA & ASAHI
アフリカニューズレター

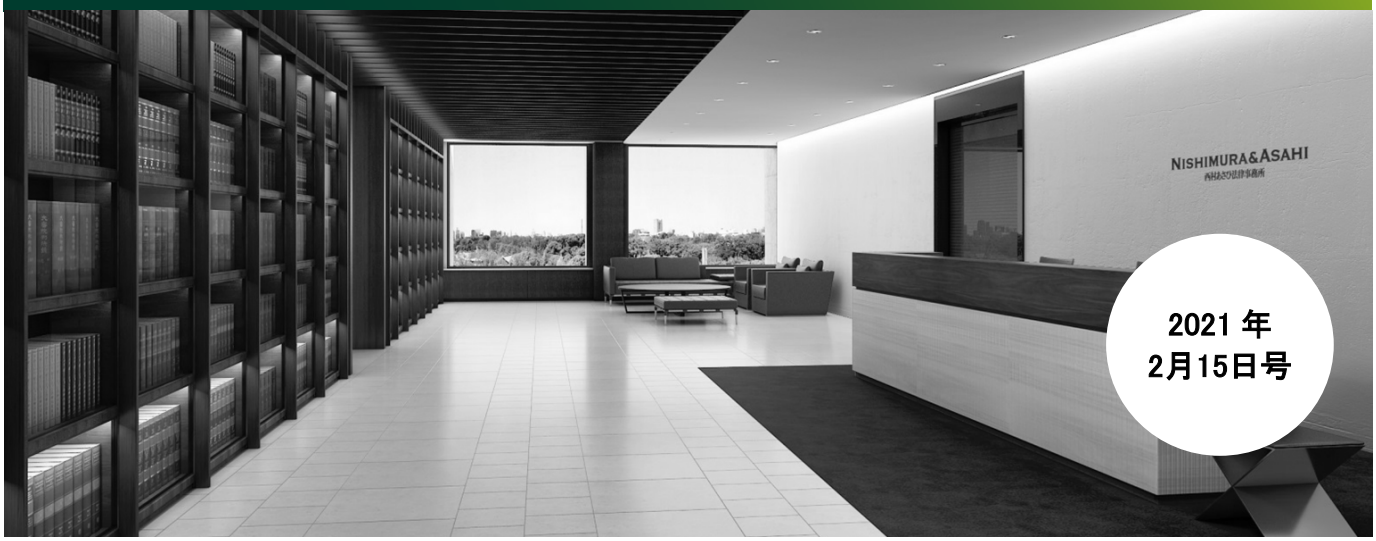

法務担当者が知っておくべきタンザニアの紛争解決制度の概要と近時の動向

執筆者：川崎 勝暉、大川 新　　監修 石田 康平、五十嵐 チカ

※ 本ニューズレターは、2021 年 1 月 13 日までに入手した情報に基づいて執筆しております。

1. はじめに

当事務所では、2013 年にアフリカ・プラクティスチームを立ち上げ、アフリカ各国のビジネス法についてまとめた冊子『アフリカビジネス法ガイド』を刊行しております(2014 年 6 月初版、2019 年 8 月Ⅱ版発行)。

本稿では、多くの方にアフリカの法制度の概要を知っていただくため、『アフリカビジネス法ガイドⅡ』の要点を再編集する形でコンパクトにまとめるとともに、いくつか情報を補充しております。より詳細な情報が必要でしたら『アフリカビジネス法ガイドⅡ』を謹呈いたしますので、アフリカ・プラクティスチーム共通 E-mail: africa@eml.nishimura.com までご連絡ください。

前々回の南アフリカ及び前回のナイジェリアに続いて、第 3 回の今回は、タンザニアにおける紛争法務を取り上げます。

2. タンザニア－実は将来有望な投資先

本稿の読者の皆様は、「タンザニア」と聞いて何を思い浮かべるでしょうか。広大なサファリやキリマンジャロといった、人為の及ばない悠久の大自然でしょうか。もちろん、これらはタンザニアが世界に誇る同国の魅力です。もっともあまりイメージは沸かないかもしれませんが、実は、タンザニアは、約 5800 万の人口を有し、東アフリカの中では有数の人口大国です[1]。また、その人口は、

[1] World Bank, Population Ranking 2019 (last updated: July 1, 2020), https://datacatalog.worldbank.org/dataset/population-ranking.

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。
本ニューズレターに関する一般的なお問合わせは、下記までご連絡ください。
西村あさひ法律事務所 広報室 (E-mail: newsletter@nishimura.com)

© Nishimura & Asahi 2021

2050 年には約 1 億 3000 万人に近づくと予想されています [2]。日本の総人口が 2020 年 12 月 1 日現在で概算 1 億 2571 万人であり、減少傾向をたどっていることを踏まえると [3]、タンザニアの人口が日本の人口を上回る日も、そう遠くないかもしれません。

さらに、タンザニアの経済は、2000 年頃から、比較的安定した政治体制の下、鉱業、情報通信、運輸、建設等の産業を軸に、着実に成長してきました [4]。2015 年から発足したマグフリ大統領政権は、タンザニアの産業化の推進、雇用の拡大、経済開発等に優先的に取り組んできています [5]。新型コロナウィルス禍前の数字ではあるものの、2019 年のタンザニアの GDP は東アフリカでケニアに次ぐ第 2 位、アフリカ全体でもトップ 10 に入っています [6]。加えて、同年の一人あたり国民総所得は、低中所得国の水準を突破しました [7]。また、タンザニアは、2025 年までに中所得国となることを目標に、高水準の生活、平和、安定性、利便性、高いガバナンス、高い教育水準、持続可能な競争力のある経済等を標榜した The Tanzania Development Vision 2025 を打ち立てています [8]。

こうした動きもあり、タンザニアは、JETRO の調査によると、2015 年以降毎年継続して、アフリカ全土の中で、日本企業にとっての「今後の注目国」のトップ 10 にノミネートされています [9]。

（ダル・エス・サラームの風景～遠くインド洋を望む）

（市場の様子）

このような進出先としての魅力に加え、タンザニアの法制度が英国法にルーツを持ち、外資参入規制等も緩やかであることもメリットのひとつです。とはいえ、アフリカ大陸内の国に限りませんが、日本企業が時として訴訟等の紛争に巻き込まれる可能性もないではなく、紛争解決に関する留意事項も知っておく必要があります。そこで、本稿では、タンザニアに進出する日本企業がさらに増え、スムーズにビジネスを発展できることを願いつつ、タンザニアでの紛争解決業務の経験等も踏まえ、日本企業がタンザニアに進出する際に知っておくべき、タンザニアにおける紛争解決制度の概要及び近時の動向を簡単にご説明します。

---

2 United Nations, Department of Economic and Social Affairs, 2019 Revision of World Population Prospects (last updated August, 28, 2019), Total Population – Both Sexes, Medium Variant, https://population.un.org/wpp/Download/Standard/Population/.

3 総務省統計局人口推計（2020 年 12 月 21 日公表）：https://www.stat.go.jp/data/jinsui/new.html。

4 外務省「タンザニア連合共和国基礎データ」（2020 年 7 月 20 日）：https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/tanzania/data.html。

5 同上。

6 World Bank, GDP (current US$) – Sub-Saharan Africa, https://data.worldbank.org/indicator/NY.GDP.MKTP.CD?locations=ZG.

7 World Bank, Where We Work / Tanzania, Overview, https://www.worldbank.org/en/country/tanzania/overview.

8 The Tanzania Development Vision 2025, https://mof.go.tz/mofdocs/overarch/vision2025.htm.

9 日本貿易振興機構（ジェトロ）海外調査部中東アフリカ課「アフリカ進出日系企業実態調査（2019 年度調査）」（2020 年 1 月）スライド 31：https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/01/506705988140e5c7/20190029.pdf。なお、少し古い統計ですが、Africa Business Partners の「アフリカビジネスに関わる日本企業リスト」2019 年版によりますと、タンザニアに進出している日本企業数は 23 社であり、この数字は、アフリカ全土で見ると 7 位のようです（https://abp.co.jp/perspectives/japan/List_2019.html）。

© Nishimura & Asahi 2021

3. タンザニアにおける訴訟制度の概要

(1) 法体系

タンザニアの法体系は、旧宗主国の英国法に由来し、1977 年タンザニア連合共和国憲法、コモンローと衡平法、1920 年 7 月 22 日以前に英国で施行されていた一般適用法令、慣習法、イスラム法、及び、タンザニアの法律として取り込まれた条約により構成されています。

(2) 裁判所等の紛争解決機関の構成

タンザニアの裁判所は、控訴裁判所(Court of Appeal)、高等裁判所(商事紛争は高等裁判所商事部が管轄)、地方裁判所、治安判事裁判所、及び、簡易裁判所(少額事件を管轄)により構成されています。また、特定の分野の紛争を解決するために、法律に基づいて設立された準司法機関の一例として、土地に関する事項を取り扱う土地住宅裁判所、租税に関する事項を取り扱う税務不服審判所及び税務調査会、公正取引委員会、公正取引審判所、並びに、労働紛争を取り扱う調停仲裁委員会が挙げられます。

(3) 訴訟制度

タンザニアの訴訟手続は、タンザニアの民事訴訟法(The Civil Procedure Code CAP. 33 R.E. 2019)[10](以下、「民事訴訟法」といいます。)が規定しています[11]。

タンザニアの訴訟手続は、日本における訴訟手続と同様に、原告が訴状を裁判所に提出することにより始まり(タンザニアの民事訴訟規則(The Civil Procedure Rule)(以下、「民事訴訟規則」といいます。) Order IV "Institution of Suits")、その後被告に対して召喚状(Summons)が送達されます。召喚状には、訴状等のコピーが同封され、答弁書(Written Statement of Defence)を提出するよう求められます(民事訴訟規則 Order V "Issue and Service of Summons" 1 条、3 条)。なお、日本企業が被告となった場合、日本に召喚状が送達されることになりますが、日本の裁判所の関与なく行われる送達も、タンザニアの訴訟手続上は適法である点には注意が必要です(同 25 条(a)(b))[12]。

召喚状の送達を受けた被告は、原則として 21 日以内に答弁書を提出する必要がありますが、同期間内に提出できない正当な理由があれば、裁判所の許可により、同期間を 10 日間延長することが可能です(民事訴訟規則 Order VIII "Written Statement of Defence, Set Off and Counterclaim" 1 条)。

訴状、答弁書を含む主張書面(pleadings)の提出が完了した後、裁判所は Pre-Trial Settlement and Scheduling Conference の期日を設定します(同 17 条以下)。同期日では、事案の特性等を考慮して、裁判所から Speed Track を含む"Scheduling Conference Order"が発令されます。Speed Track とは、事件解決までに要する期間であり、10 か月、12 か月、14 か月、24 か月の 4 つの期間が規定されています(同 22 条)。

タンザニアの訴訟手続では、Trial の手続に移行する前に、調停手続(Mediation)に付されます((同 24 条))[13]。調停手続は、初回の調停期日から起算して 30 日とされています(同 32 条)。調停手続によって事件が解決されなかった場合、再び事件は訴訟

---

10 条文は、https://tanzlii.org/tz/legislation/act/2019-18 より入手可能です。

11 民事訴訟法は 2019 年 11 月 30 日付けで改正がなされ、すでに施行されております。

12 タンザニアは、「民事又は商事に関する裁判上及び裁判外の文書の外国における送達及び告知に関する条約」(送達条約)及び「民事訴訟手続に関する条約」(民訴条約)のいずれにも加盟していないため、同国から日本への送達は、「外国裁判所ノ嘱託ニ因ル共助法」(共助法)に定められた手続による必要がありますが、共助法は管轄裁判所送達を規定しており、日本の裁判所が送達主体となることを想定しています。

13 調停以外に"negotiation"、"conciliation"、"arbitration"が列挙されていますが、調停以外は別途当事者間で当該手続に付することにつき合意がある場合に限られます(同 35 条及び民事訴訟規則(仲裁)1 条、民事訴訟規則 Order VIII "Written Statement of Defence, Set Off and Counterclaim" 36 条)。

© Nishimura & Asahi 2021

手続に付されます（同 40 条）。

調停手続等が不調に終わってから 14 日以内に、裁判所は Final Pre-Trial Settlement and Scheduling Conference を開催し、争点の整理及び Trail の期日を設定します（同 40 条）。Trial の手続では証人尋問等がなされ、その手続を踏まえて、裁判所は判決(Judgement)を出します（民事訴訟規則 Order XX "Judgement and Decree" 1 条）。判決には、事件の簡潔な概要と、各争点に対する判断及びその理由が記載されます（同 4 条及び 5 条）。判決とは別に、裁判所は Decree を出しますが、Decree には、当事者名、当事者の属性、訴訟物、最終的に裁判所が出した結論（訴訟費用に対する判断も含みます）、判決日が示され、判断の理由などの記載はありません(同 6 条)。

上記に記載した訴訟手続の概要は、民事訴訟法の条文に依拠して一般論を述べたものにとどまり、個別具体的な事件においては必ずしも上記どおりとはならない点にご留意ください。そのため、タンザニアの裁判所に訴訟が提起された場合には、速やかにタンザニアの法律事務所にコンタクトを取り、応訴の要否を含めて対応方針を相談することが重要です [14]。

4. その他の紛争解決制度に関する近時の動向（仲裁法の改正）

タンザニアにおける紛争は、訴訟以外にも、仲裁、調停、あっせん、又は、当事者間における交渉により解決することができます。

特に、仲裁については、1931 年に制定された現行仲裁法を約 90 年ぶりに改正する法案（The Arbitration Act 2020。以下、「改正仲裁法」といいます [15]。）が、昨年初頭にタンザニアの国会で承認されました [16]。改正仲裁法は、本稿執筆時点において未施行であるものの、代替的紛争解決制度としての仲裁をより利用しやすいものとすべく、仲裁に関する国際的な議論の趨勢を踏まえ、仲裁の目的は公平な仲裁廷により迅速かつ効率的に紛争を解決することであるなどの一般原則(Part II)、仲裁合意の有効要件及び効力(Part III)、仲裁手続の開始(Part IV)、仲裁廷の構成、仲裁人の任命及び忌避(Part V)、仲裁廷の管轄(Part VI)、仲裁手続の細目(Part VII)、仲裁費用(Part VIII)、仲裁判断についての裁判所の権限(Part IX)、仲裁の専門機関である Tanzania Arbitration Centre の設立(Part X)、並びに、仲裁判断の執行(Part XI)等に関する規定を設けています [17]。

しかし、これらの規定の多くは、仲裁地をタンザニア本土とする仲裁手続にのみ適用されるものであり(同法 5 条 1 項)、例えば、タンザニアに進出する日本企業がタンザニア現地企業と契約を締結するにあたり、仲裁地をタンザニア以外とする仲裁によって紛争を解決する旨の紛争解決条項を設けた場合には [18]、仮に、同契約に起因する紛争が生じたとしても、その仲裁手続自体に改正仲裁法は適用されません。

もっとも、仲裁地をタンザニア以外とする仲裁によって紛争を解決する旨の紛争解決条項を設けた場合であっても、当該仲裁事件の仲裁判断の承認及び執行の場面においては、改正仲裁法が適用されることがあります。すなわち、タンザニアは「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」(以下、「ニューヨーク条約)」といいます。)の締約国であり [19]、日本も同様に同条約の締約国であるため [20]、相互主義により [21]、例えば、日本企業がタンザニア外での仲裁手続の末にタンザニア企業に勝利し、その旨の仲裁判断を得た場合、日本企業は、タンザニア企業の同国所在の資産等を引き当てに、タンザニアの裁判所に対して、同仲裁判断を

---

14 現地裁判所において管轄違いの抗弁を出すことも、わが国の民事訴訟法 118 条 2 号の「（被告が）応訴したこと」に該当するため（最判平 10・4・28 民集 52 巻 3 号 853 頁）、応訴の要否・内容には慎重な判断が必要です。

15 条文は、https://www.parliament.go.tz/polis/uploads/bills/1580219386-The%20Arbitration%20Bill.%202020.pdf より入手可能です。

16 Gasper Nyika and Faiza Salah, *Parliament passes a bill for the new Arbitration Act*, DLA Piper Legal Alert, February 21, 2020,: https://www.dlapiperafrica.co.tz/en/tanzania/insights/2020/legal_alert-21st_feb_2020.html.

17 Amne Suedi, *Tanzania: Arbitration Act in Tanzania*, Mondaq, November 27, 2020, https://www.mondaq.com/arbitration-dispute-resolution/1010540/.

18 筆者の経験に照らすと、日本企業が新興国の企業と国際契約を締結する場合、仲裁地は、日本(例えば、東京、大阪)や、中立的な国際的商業都市(例えば、ロンドン、ニューヨーク、シンガポール)とすることが多く、当該新興国とすることは比較的少数であるように思われます。

19 New York Arbitration Convention, List of Contracting States, https://www.newyorkconvention.org/list+of+contracting+states.

20 同上。

21 ニューヨーク条約第 1 条 3 項第 1 文、タンザニアについての同条約の Declarations and Reservations、改正仲裁法 3 条。

© Nishimura & Asahi 2021

承認及び執行するよう求めることができます。ただし、この場合、被執行者(上記の例でいうタンザニア企業)が、改正仲裁法が規定する仲裁判断の承認及び執行の拒絶事由(同法 78 条)を立証した場合には、当該仲裁判断の承認及び執行が拒絶されることに留意する必要があります。この拒絶事由は、ニューヨーク条約第 5 条をモデルとしたもののようであり[22]、具体的には、概ね次のようなものが含まれます。

- 仲裁合意の当事者に行為能力の制限等があったこと
- 仲裁合意が無効であること
- 被執行者が適切な通知を受けておらず、防御できなかったこと
- 当該仲裁判断が、仲裁廷の管轄外の事項について判断していること
- 仲裁廷の構成又は仲裁手続が、当事者間の合意又は仲裁が行われた国の法令に従って行われなかったこと
- 仲裁判断が下された国の裁判所により、当該仲裁判断が取り消されたこと
- 仲裁判断が詐欺、賄賂又は腐敗等により取得されたこと
- 仲裁の対象となった事項が、そもそも仲裁により解決することができないものであったこと
- 仲裁判断の承認又は執行が、タンザニアの成文の法又は規範に反すること

以上を踏まえると、タンザニアの改正仲裁法は、タンザニアに進出する日本企業にも影響を及ぼし得るものであり、日本企業は、その動向を注視しておく必要があるといえます。

以　上

[22] Claire Millar and Sadaff Habib, *Tanzania's arbitration landscape is cultivated after 85 years; what does the Arbitration Bill 2020 envisage?*, Beale & Co, March 11, 2020, https://www.lexology.com/library/detail.aspx?g=93d43b5f-99bf-4680-b408-5b983c1f9286.

© Nishimura & Asahi 2021

【執筆者】

かわさき　まさき
川崎　勝暉　　西村あさひ法律事務所　弁護士
m.kawasaki@nishimura.com

2017年弁護士登録。2014年東京大学法学部卒業(LL.B.)。元検察官。国際仲裁、国際訴訟を中心に紛争解決業務を担当。ICC、SIAC、JCAA、UNCITRAL 等の仲裁規則が適用される商事仲裁および投資仲裁において、代理人および仲裁人補助者を務めた経験を有する。西村あさひ法律事務所アフリカ・プラクティスチームのメンバー。

おおかわ　あらた
大川　新　　西村あさひ法律事務所　弁護士
a.okawa@nishimura.com

2018年弁護士登録。2017年中央大学法学部法律学科卒業(LL.B.)。国内外問わず、訴訟および仲裁を中心に紛争解決業務を担当。訴訟の他方当事者がアフリカ企業である案件を複数担当した経験を有する。西村あさひ法律事務所アフリカ・プラクティスチームのメンバー。

【監修者】

いしだ　こうへい
石田　康平　　西村あさひ法律事務所　パートナー弁護士
k.ishida@nishimura.com

2003年弁護士登録。2011年ニューヨーク州弁護士登録。2002年東京大学法学部卒業(LL.B.)、2010年ミシガン大学ロースクール卒業(LL.M.)。2010年10月から2012年6月まで丸紅英国子会社に出向し、欧州、中東、アフリカでの発電事業を中心としたエネルギービジネスに携わる。2017年-2019年東京大学非常勤講師。
西村あさひ法律事務所アフリカ・プラクティスチームのメンバー。

いがらし
五十嵐　チカ　　西村あさひ法律事務所　パートナー弁護士
c.igarashi@nishimura.com

1997年弁護士登録。2007年ニューヨーク州弁護士登録。1993年慶應義塾大学法学部卒業(LL.B.)、2006年ボストン大学ロースクール卒業(LL.M.)。バンキング、グローバル・コンプライアンス等の分野に加え、中東・アフリカでの事業展開に関する助言も幅広く提供。西村あさひ法律事務所アフリカ・プラクティスチームのメンバー。

西村あさひ法律事務所では、M&A・金融・事業再生・危機管理・ビジネスタックスロー・アジア・中国・中南米・資源/エネルギー等のテーマで弁護士等が時宜にかなったトピックを解説したニューズレターを執筆し、随時発行しております。
バックナンバーは<https://www.nishimura.com/ja/newsletters>に掲載しておりますので、併せてご覧ください。
（当事務所の連絡先）　東京都千代田区大手町 1-1-2 大手門タワー 〒100-8124
Tel: 03-6250-6200（代）　Fax: 03-6250-7200
E-mail: info@nishimura.com　URL: https://www.nishimura.com
© Nishimura & Asahi 2021